平成２２年（再ロ）第３号
青森県青森市浪岡大字浪岡字林本114番地４
再生債務者　工藤　晃一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月17日まで
平成22年７月27日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第１５号
大阪府茨木市山手台６丁目８番１号
再生債務者　西脇　善郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月23日まで
平成22年７月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４７号
大阪府四條畷市大字清瀧506番地の11
再生債務者　中村　伸一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月24日まで
平成22年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０２１６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保76―11
再生債務者　遠藤　輝男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目306番地13
再生債務者　吉川　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月23日　　前橋地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１３号
大阪府八尾市南木の本３丁目13番地の１　サン八尾南ハイツ519号
再生債務者　田中　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第３号
仙台市青葉区高野原３丁目２番地の10
再生債務者　曳地　勝義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月26日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１３号
仙台市若林区上飯田１丁目５番18号　アメニティゾーン遠西Ⅰ101
再生債務者　松本　　篤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月26日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１４号
仙台市若林区上飯田１丁目５番18号　アメニティゾーン遠西Ⅰ101
再生債務者　松本　裕子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月26日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第２２号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目14番22―210号
再生債務者　内原　勝治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十二年十月十五日に終了しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十二日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十二日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三〇号）
（丙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年八月四日
北海道枝幸郡枝幸町岬町一〇〇〇番地一
（甲）株式会社セイコーアクシス
代表取締役　藤田　毅三
北海道名寄市西九条北三丁目一七番地一
（乙）株式会社おおまち
代表取締役　藤田　毅三
北海道枝幸郡枝幸町歌登西町二一〇番地八
（丙）有限会社モトナリ商事
代表取締役　藤田　毅三

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月八日
掲載頁　八十二頁（号外第一一九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月八日
掲載頁　十二頁（号外第一一九号）

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十二日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十二日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三〇号）
（丙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年八月四日
北海道枝幸郡枝幸町岬町一〇〇〇番地一
（甲）株式会社セイコーアクシス
代表取締役　藤田　毅三
北海道名寄市西九条北三丁目一七番地一
（乙）株式会社おおまち
代表取締役　藤田　毅三
北海道枝幸郡枝幸町歌登西町二一〇番地八
（丙）有限会社モトナリ商事
代表取締役　藤田　毅三

合併公告
当社（乙）は、合併により株式会社ユー・エス・エス（甲、住所愛知県東海市新宝町五〇七番地の二〇）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/tokyo-m/index.html
平成二十二年八月四日
埼玉県入間市宮寺三〇九三番地一
代表取締役　安藤　之弘
株式会社ＵＳＳ関東

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　平成二十二年七月十三日
掲載頁　九頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十六日
掲載頁　九十頁（号外第一五六号）
平成二十二年八月四日
千葉県東金市東金五八七番地の六
（甲）南総タクシー株式会社
代表取締役　田邊　順一
千葉県東金市東金五八七番地の六
（乙）九十九里タクシー株式会社
代表取締役　田邊　順一
平成二十二年八月四日
宮城県栗原市金成大梨二二五番地八
（甲）株式会社栗駒ファーム
代表取締役　小野寺長蔵
埼玉県蕨市錦町一丁目一六番五号
（乙）株式会社岩島フーズ
代表取締役　小野寺長蔵

合併公告
当社（乙）は、合併により株式会社ユー・エス・エス（甲、住所愛知県東海市新宝町五〇七番地の二〇）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/tokyo-m/index.html
平成二十二年八月四日
埼玉県入間市宮寺三〇九三番地一
代表取締役　安藤　之弘
株式会社ＵＳＳ関東

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　平成二十二年七月十三日
掲載頁　九頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十六日
掲載頁　九十頁（号外第一五六号）
平成二十二年八月四日
千葉県東金市東金五八七番地の六
（甲）南総タクシー株式会社
代表取締役　田邊　順一
千葉県東金市東金五八七番地の六
（乙）九十九里タクシー株式会社
代表取締役　田邊　順一